令和４年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和４年４月１日から同年８月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、７件（７名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［０］ | ０［０］ | １［２］ | ０［１］ | ２［ ３ ］ |
| 支援学校 | ３［１］ | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | ３［ ２ ］ |
| 中学校 | ０［２］ | ０［１］ | １［２］ | ０［０］ | １［ ５ ］ |
| 小学校 | １［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | １［ ０ ］ |
| 合　計 | ５［３］ | ０［１］ | ２［５］ | ０［１］ | ７［１０］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | １［０］ | ０［０］ | １［４］ | ０［１］ | ２［ ５ ］ |
| 公金公物関係 | ０［１］ | ０［０］ | ０［１］ | ０［０］ | ０［ ２ ］ |
| 公務外非行関係 | ３［１］ | ０［１］ | １［０］ | ０［０］ | ４［ ２ ］ |
| 交通法規違反等 | １［１］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | １［ １ ］ |
| 合　計 | ５［３］ | ０［１］ | ２［５］ | ０［１］ | ７［１０］ |

（１）一般服務関係…２件（２名）

①特別休暇の虚偽申請等…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（５６歳）『免職』

平成２８年７月から令和３年８月にかけて、特別休暇の虚偽申請を合計

２９回繰り返し、２６日１時間不正に取得した。

　　　　また、平成２８年４月から令和３年５月までの間、許可を得ずに兼業を

行い、合計で１８６万円の報酬を得ていた。

②体罰等…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３１歳）『減給６月』

令和４年１月から同年６月にかけて、生徒に対し、デコピンやおでこを

拳で押す体罰を行った。

また、他の複数の生徒に対しても、居眠りしていた生徒の机の脚を蹴る、

不適切な発言を繰り返すなどした。

（２）公務外非行関係…４件（４名）

①傷害…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３４歳）『減給１月』

令和３年１２月、口論となった相手に頭突きをし、全治１０日の傷害を

負わせた。

　　②大麻所持…１件（１名）

・　府立支援学校　男性講師（３２歳）『免職』

令和４年４月、大麻取締法違反（所持）容疑で現行犯逮捕された。

　　③盗撮…１件（１名）

　　　・　府立支援学校　男性教諭（５５歳）『免職』

　　　　　　令和４年４月、公園内の多目的トイレで盗撮を行った。加えて、過去に

も、同じ場所で同様の行為を繰り返していた。

　　④窃盗…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　女性校長（５５歳）『免職』

　　　　　　令和４年６月、和泉市内のスーパーにおいて、菓子パン等１３点（販売

価格合計４,４４６円）を、あらかじめ入手していた別の商品のバーコー

ドシールを貼り付けてセルフレジに読み取らせ、合計６９４円で精算し窃

取しようとした。

　　　　　　また、同年７月、上記店舗において、サンドイッチ等８点（販売価格合

計３,１９０円）を、同様の手口により合計４２５円で精算し窃取した。

（３）交通法規違反等…１件（１名）

①酒気帯び運転…１件（１名）

　・　市立小学校　男性校長（５８歳）『免職』

　　　　令和４年６月、飲酒して自動車を運転し、酒気帯び運転の容疑で現行犯

逮捕された。また、過去にも飲酒して自動車を運転していた。

３　府教委の主な取組み

○　令和４年４月から７月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」、「小中学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等を実施し、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事予防に向けて≪チェックリスト≫」等を活用した校内研修等の実施を促した。

〇　令和４年７月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設け、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとることが必要であると明記し自律を求めた。

○　令和４年７月、臨時の府立学校校長会を開催し、深刻な不祥事が相次いだことを受け、校長・准校長に対し、不祥事の根絶のため、自らを厳しく律することはもちろんのこと、服務規律の確保について、所属教職員に対する注意喚起と指導を一層徹底するよう指示した。

　○　令和４年９月、児童・生徒に対するわいせつ行為を行う事象が相次いだことから、その禁止を徹底するため、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あてに、「児童・生徒に対するわいせつ行為の禁止の徹底について（通達・通知）」を発出した。

　　　通達には、過去に発出した、わいせつ行為、セクシュアルハラスメント、私的なＳＮＳ等の禁止に関する通達を、再度、所属教職員に周知し、不祥事防止ワークシート集を使用した校内研修の実施を指示した。